

保育所等における臨時休園の判断基準について

1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合

(1) 保健所による行動調査前(濃厚接触者が特定される前)

※行動調査とは… 園関係者がPCR検査で陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲か濃厚接触者となるか、保健所が園訪問などにより行う調査のこと。

①職員が陽性の場合【全保護者に臨時休園の通知】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を臨時休園。

②在園児が陽性の場合【全保護者に臨時休園の通知】

①と同じ。園全体を臨時休園。

③在園児の同居の家族が陽性の場合

ア 在園児の同居の家族(送迎実施者)が陽性の場合

この家庭のこどもは濃厚接触者となるため登園停止。

陽性となった在園児の家族と接触した保育士については、行動調査が終了し

濃厚接触者が特定されるまでは健康観察をおこないながら保健所の指示に従う。

イ 在園児の同居の家族(送迎の実施なし)が陽性の場合

この家庭のこどもは濃厚接触者となるため登園停止。

ア、イの場合の保護者への周知については、園児が感染しているか未確定なので原則控える。しかし、園児に症状があり陽性の可能性が高いと判断される場合などは保育課と協議し決定する。その場合も個人情報の保護に配慮し、該当者に承諾を得るなどした上でお知らせする。

保護者へ周知後は保育課へ連絡すること。

保護者へ家庭保育協力願いを行う場合は、返金の対象とならないことも明記してください。

(2) 行動調査終了後

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】【臨時休園】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。

保健所の指示により園の消毒の実施。

保育課から県へ報告。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】【臨時休園】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。

園内消毒の実施。

2 関係者が濃厚接触者となった場合

① 職員が濃厚接触者の場合

当該職員の出勤停止。

期間はめやすとして感染者と最後に接触した日から起算して14日

② 在園児が濃厚接触者の場合

当該子どもの登園停止。

期間はめやすとして感染者と最後に接触した日から起算して14日

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合

当該家族による送迎を停止。

原則として感染が確認されるまでは他の保護者へのお知らせは行いません。個人情報の保護に努めましょう。

3 関係者がPCR検査受診の期間中

① 職員が受診中の場合

② 在園児が受診中の場合

③ 在園児の家族が受診中の場合

診断が確定するまでは通常どおり保育所を開所。PCR受診者は診断が確定するまで登園、出勤送迎を停止。